

令和2年

第12回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和2年 第12回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和2年11月10日（火曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者

19名中 19名出席

4 農地利用最適化推進委員出席者

21名中 18名出席

5 議事

- ・報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第38号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第40号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局出席者

事務局 3名出席

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名出席で定足数に達していますので、会議規則により第 12 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。11 月になり寒さも厳しく、皆様にはお体には十分お気を付け下さい。本日は、農業委員・最適化推進委員全員の参加をお願いしました。コロナの状況は変わらない中での総会ですので簡潔な説明及び回答をお願いします。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 4 番委員をお願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 13 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 6 件、第 4 条によるもの 4 件、第 5 条によるもの 10 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 1 件、利用権の設定 19 件、使用貸借権の設定 8 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 5 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、9 番委員、10 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 11 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 11 号の 13 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 13 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、賃借人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 報告第 11 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 11 号を終わります。続きまして、議案第 38 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 6 件、4 条 4 件、5 条 10 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 38 号農地法第 3 条による許可申請の 6 件の譲受人は、いずれも農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 6 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法3条6件は決定します。

つづきまして、第4条4件、第5条10件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第38号農地法第4条による、転用許可申請の4件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から4番までの、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の10件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から順位10番までの、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長を務められた4番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

4番委員 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分1種農地と2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。 それでは、

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、JRいこいの村駅から北東へ約50mのところになります。申請面積1,184㎡の敷地に、2階建共同住宅を2棟(12戸)建設するものです。農地区分は、JRいこいの村駅から300m以内の第3種農地です。第3種ですので原則許可となります。

○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所波野支所から北へ約2.5kmのところになります。申請面積は106㎡で、隣接地の農家住宅の農業倉庫として使用していたため、追認申請するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。なお、申請地は、今回5条1番の申請案件で、個人住宅を建設する際に判明したため、始末書が添付されております。

○ 4条順位3番については、事務局が説明します。

○ 4条順位4番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から北西へ約400mのところになります。申請面積は440㎡で、5条5番の個人住宅の接続道路及び自己所有地までの道路として申請されるものです。農地区分は、阿蘇地域振興局から1km以内の第2種農地となります。

- 5条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所波野支所から北へ約2.5kmのところになります。申請面積479㎡の敷地に、個人住宅を建設するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。
- 5条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から北東へ約2.5kmのところになります。申請面積114㎡の敷地に、防火水槽を設置するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。
- 5条順位3番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から南西へ、約1kmのところになります。申請面積272㎡の敷地に、倉庫、資材置場を計画するものです。農地区分は、阿蘇地域振興局から1km以内の第2種農地となります。
- 5条順位4番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から南西へ、約1kmのところになります。申請面積506㎡の敷地に、個人住宅を建設するものです。農地区分は、阿蘇地域振興局から1km以内の第2種農地となります。
- 5条順位5番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から北西へ約400mのところになります。申請面積331㎡の敷地に、個人住宅を建設するものです。農地区分は、阿蘇地域振興局から1km以内の第2種農地となります。
- 5条順位6番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から北東へ、約3.2kmのところになります。申請面積500㎡の敷地に、個人住宅を建設するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。なお、敷地の一部が現在庭園となっており始末書が添付されています。
- 5条順位7番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から南西へ、約850mのところになります。申請面積284㎡の敷地に、個人住宅を建設するものです。農地区分は、阿蘇地域振興局から1km以内の第2種農地となります。
- 5条順位8番を説明します。

申請地は、JR市ノ川駅から南西へ、約1kmのところになります。申請面積1,375㎡の敷地に、貸店舗を建設するものです。農地区分は、阿蘇西インターチェンジから300m以内の第3種農地となりますので、原則許可となります。
- 5条順位9番を説明します。

申請地は、JR市ノ川駅から南西へ、約1kmのところになります。申請面積1,147㎡の敷地に、店舗用の駐車場を計画するものです。農地区分は、

阿蘇西インターチェンジから300m以内の第3種農地となりますので、原則許可となります。

○ 5条順位10番を説明します。

申請地は、JR内牧駅から北へ、約600mのところになります。申請面積480㎡の敷地に、個人住宅を建設するものです。農地区分は、南へ農地が広がる第1種農地となりますが住宅と隣接しており集落接続となり転用は可能です。

以上で現地調査の報告を終わります。なお、調査班としては、すべての案件について許可相当と判断しております。ご審議願います。

議 長 事務局より4条順位3番及び補足説明をお願いします。

事務局 ○ 4条順位3番を説明します。

申請地は、波野支所から北西へ、約4.3kmのところになります。申請面積は8,765㎡で、畑や原野として管理をしていくことが困難なので、植林を計画するものです。なお、申請地は、申請人の祖父が平成5年頃植林を行なったもので追認申請するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。なお、始末書が添付されております。

続いて5条の2番について、補足説明をいたします。

この案件は、地域の防火施設として防火水槽を計画するもので、申請人は個人名となっておりますが、実質は地域の隣保班で所有権を買い取り、維持管理を行うもので、所有権を移転するため隣保班は法人ではないため個人での申請となっております。

続いて5条の8番、9番について、補足説明をいたします。

8番9番については、コンビニエンスストアの計画になります。全体の事業面積3,906㎡の敷地に、貸店舗及び貸駐車場を建設するものです。

なお、国道57号の北側ルートのアソウ西インターチェンジが新たに開設されましたのでこの案件は、インターチェンジから300m以内の第3種農地となりました。以上で補足説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

(発言なし)

議 長 4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。

何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法4条4件、5条10件は決定します。
これで議案第38号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議 長 続いて議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第39号所有権移転の1件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第39号の所有権移転について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転1件は決定します。

議 長 次に議案39号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第39号2番の利用権設定の19件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位19番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第39号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定19件は決定します。

議 長 次に議案39号3番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第39号3番の使用貸借権設定の8件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位8番までの、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第39号3番の使用貸借権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので使用賃借権設定 8 件は決定します。

これで議案第 39 号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて議案第 40 号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位 1 番から 5 番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位 1 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 4 番委員と 10 番委員にお願いしたいと思います。

順位 2 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 13 番委員と 21 番委員にお願いしたいと思います。

順位 3 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 5 番委員と 17 番委員にお願いしたいと思います。

順位 4 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 12 番委員と 18 番委員にお願いしたいと思います。

順位 5 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 6 番委員と 12 番委員にお願いしたいと思います。

議長 議案 40 号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 40 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、議案第 40 号は原案のとおり決定します。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第 12 回総会を閉会いたします。